

すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書

我が国は、働く者の約9割が雇用関係の下にある「雇用社会」であり、雇用労働者が安定的な雇用と公正な処遇により、安心して働くことのできる環境を整備することは、デフレからの脱却や日本経済の持続的かつ安定的な成長のためにも必要不可欠である。

しかし、現在の労働現場では、長時間残業・過密労働・夜勤交代制労働・低賃金による複数就労、不安定な雇用や差別的な処遇、セクハラ・パワハラなどにより、心身の健康を損なう人が後を絶たない。過労死を含む脳・心臓疾患に関する労災請求件数は年間800件にも上り、過労自死を含む精神障害に関する労災請求件数は年間1500件と急増しており、対策は急務の課題である。

しかし、日本の現政権は、“一億総活躍社会” “多様な働き方” を旗印に、労働法制の流動化を押し進めようとしている。具体的には、「高度プロフェッショナル制度」による労働時間規制の撤廃、月100時間年960時間もの残業の合法化、正規と非正規の賃金格差を容認する法整備、解雇の金銭解決制度の創設、「雇用されない働き手」の拡大、特区による低賃金労働者の海外からの受け入れ拡大などである。

本来、国の成長戦略は、労働者の安定した雇用の下、1日8時間労働と家庭生活とのワークアンドライフバランスがあつてこそ、成し遂げられるものである。日本経団連は昨年11月、国連のSDGs（持続可能な開発のためのアジェンダ2030）にもとづき人権の尊重を重視する「企業行動憲章」の改定を行った。人権といのちの尊重こそ、現代社会にとって重要なものとなっている。

よって、扶桑町議会は、下記の労働法制の実現を強く要望する。

記

1. 人として生きるために8時間労働で暮らせる雇用・労働環境を整備すること。
2. 労働基準法の改正にあたって、以下の規制強化を図ること。
 - ① 時間外労働の上限規制強化に向け、当面「限度基準」を法律化し、36協定の特別条項は廃止すること。
 - ② 勤務の終了と開始の間に11時間以上の間隔を置く「勤務間インターバル制度」を導入すること。
 - ③ 夜勤交代制労働は社会に必要不可欠な事業に限り認め、法定労働時間を日勤労働者より短くすること。
3. 解雇の金銭解決制度など、解雇しやすい仕組み作りは行わず、整理解雇4要件を法制化するなど、解雇規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月22日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
厚生労働大臣 加藤勝信 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会